接道部ガーデニング助成のご案内

ご自宅の道沿いを樹木や花木、果樹、ハープ、四季の草花など様々な花と緑で彩りましょう。

公益財団法人東京都都市づくり公社は、公社が関与し、現在事業を実施している土地区画整理事業地区内で新たに家を建て、敷地の道路沿いに樹木と草花を植え、ガーデニングを楽しもうとする方々に緑化費用を助成します。この助成は、街並みの美観向上及びガーデニング機会の創出により、緑豊かなまちづくりに資することを目的としています。











東町土地区画整理事業地区施工(日野市)



宇津木十地区画整理事業地区施丁(八干子市











主な助成条件

助成対象者

- ○公社が関与し、現在事業中の土地区画整理事業地区内において、移転あるいは土地を購入又は使用する個人で新たに戸建住宅を建築等する方で、敷地の道路に接する部分を緑化する方が対象となります。
 - ※ご自分の土地が助成対象となるかどうかは、窓口でお確かめください。
 - ※以下は助成対象となりません。
 - ■他の制度で緑化助成を受けた植栽を現に有する方は助成対象となりません。
- ○助成は、樹木や草花等植物の植栽及び客土に要する材料費と施工費が対象となります。
 - ※以下は助成対象となりません。
 - ■縁石及びフェンス、擁壁、石材、舗装、装飾用置物、植木鉢等の施設類
 - ■既存の植栽及びフェンス、舗装などの既存物の撤去に要する費用

助成対象場所

敷地の内、道路に接する部分で、道路境界から奥行き2mの範囲となります。

緑化条件

- ①高木(高さ3m以上の樹木)及び中木(高さ1mから3m程度の樹木)のほか低木(高さ1m程度までの樹木)、草花を用いてください。常緑樹・落葉樹、花木、果実、草花、ハーブ、球根等様々な植物を使い楽しい緑を作りましょう。
- ②緑化範囲には畑土で客土を行って下さい。施用量は1㎡当たり0.4㎡で、平均的な客土の厚は40㎝となります。既に畑土が施用されている方は除きます。
- ③接道部に縁石を設ける場合には高さ40cm以内で、高さは道路面からとなります。地形上の高低差のため
 無壁が既に設置されている場合には、その
 無壁の高さからとなります。
- ④助成対象範囲にはフェンス、柵、舗装等の施設類を設けることは出来ません。ただし、門柱を除きます。また、既存の擁壁に設ける安全管理上の生垣、フェンス、柵を除きます。
- ⑤助成回数は1回です。
- ⑥申請した年度の2月末までに、公社に完了届が提出できる方が対象となります。
- ⑦この助成を受けられた方は、積極的に緑の育成と美観の維持に努めましょう。また、公社による助言や公社事業への協力をお願いします。

助成金の額

■1 m 当たりの助成額は3万円までとなります。 ■助成限度額は30万円です。

助成金の申請方法他

詳しい内容や申請手続き等については次の窓口で事前にご相談下さい。

公益財団法人東京都都市づくり公社公益事業課まちづくり支援係 接道部ガーデニング助成の担当 (受付時間:月曜日から金曜日(祝日を除く)、午前9時から午後4時まで、正午から1時までを除きます)

住所 〒192-0904 八王子市子安町4-7-1 サザンスカイタワー八王子7階 電話 042-686-1910 FAX 042-686-1909 Email midori@toshizukuri.or.jp 公社ホームページ http://www.toshizukuri.or.jp 平成29年3月発行